

情報セキュリティ基本方針書

2015年10月1日

【第四版】

株式会社 山正

代表取締役 豊田一則

当社は、得意先からお預かりした情報（記録）媒体の情報抹消及び破壊の業務を行っており、これらの情報には得意先の重要な機密情報が含まれていることを認識しなくてはなりません。

また、これら媒体以外の廃棄物回収作業においても、様々な情報を提供いただいたの実作業となっていて、各業務の営業・受注・履行・報告・履歴情報の保持もこれに含まれます。そして、それら情報をさまざまなリスクから保護し、適切に管理することは当然の義務であると考えます。

そこで、情報セキュリティを経営の重要項目の一つととらえ、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を確立し、情報セキュリティに適用される要求を満たすとともに、情報セキュリティ活動を日常的に継続して取り組むことをここに宣言します。

1. 目的

当社が保有する全ての情報に想定されるセキュリティ事故を防止し、得意先からの信頼を確保すること、及び、事業損失を最小限に留めることを目的とする。

また、リスクアセスメントから適切なリスク対応を構築し、そのノウハウを顧客に提供、共にセキュリティとコストのバランスを見極める「提案」の土台とする。

そして、双方が納得のいく「ライン」を見出し、様々なリスクをバランス良く受容する基準とする。

2. 情報セキュリティの定義

情報セキュリティとは、情報の機密性、完全性、可能性を確保し維持することと定義する。

3. 適用範囲

当社の管理下にある、全ての業務活動に関わる情報を対象とする。

4. 推進体制

情報セキュリティ推進事務局を中心とした管理体制を整備し、ISMSの構築・維持運用・見直し・改善を行う。

5. 教育

情報セキュリティに関する教育を経営陣の指示のもと、情報セキュリティ推進事務局が主体となって全役職員及び関係者に対し定期的、継続的に実施する。

6 役職員の義務

全役職員は、ISMS で定められた規則を遵守し行動する。これに違反した場合は、内容に応じ就業規則の懲戒の適用、または、法的処分を適用する。

7. リスクマネジメント

情報資産をリスクにさらす脅威と脆弱性を事前に検出し、当社が受容できるレベルまでにリスクを低減できるようなリスクマネジメント体制を構築する。

8. コンプライアンス

個人情報や情報セキュリティに関連する法令、廃棄物の処理および清掃に係る法律、契約締結事項、社会的な規範を遵守する。

9. 本基本方針の運用

本基本方針の改廃は代表取締役が行う。

定期的及び環境の変化等に応じ随時に本基本方針の見直しを行い、改訂が行われた場合は、情報セキュリティ事務局を通じて速やかに全役職員及び関係者に周知を行う。